

内閣府本府政策評価有識者懇談会 第31回議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

内閣府本府政策評価有識者懇談会議事次第（第31回）

日 時：令和元年 8 月 23 日（金） 13:55～15:35

場 所：中央合同庁舎第 8 号館 5 階共用 D 会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 平成30年度内閣府本府政策評価（事後評価）について
2. 次期内閣府本府政策評価基本計画の策定について
3. 今後の予定

3. 閉 会

○笹川課長 定刻より早いのですが、委員の先生方がお揃いでございますので、ただいまから第31回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開会いたします。

7月9日付で着任いたしました政策評価広報課長の笹川でございます。

また、審議官の田中の後任といたしまして、林が同日付で着任しておりますけれども、本日海外出張中で不在でございますので、御承知おきいただければ幸いです。

本日の懇談会は、これまでの懇談会と同様に公開にて行います。また、本懇談会では初めて電子会議システムを活用いたしまして議事を進めたいと思います。

電子会議システムの操作方法について、通常のタブレット操作と同じと考えていただければいいのですが、不明な点がございましたら、事務局までお尋ねいただければと思います。

資料の確認でございます。電子会議システムと言っても、いきなり全てというわけにはいきませんので、資料4以外はペーパーで打ち出しております。資料4、個別の評価書につきましてはタブレットに入っているという形になりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部 田中教授にかわりまして藤田由紀子先生に委員として新たに加わっていただくことになりました。

藤田委員から一言御挨拶をいただければと思います。

○藤田委員 藤田でございます。私自身、勉強させていただきながらになりますので、微力ではありますが、政策評価の向上に向けて何らかの貢献ができればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○笹川課長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、山谷座長からよろしく願いいたします。

○山谷座長 よろしく願いします。

さて、本日の議題は3つでございます。1つ目が「平成30年度内閣府本府政策評価（事後評価）について」、2つ目が「次期内閣府本府政策評価基本計画の策定について」、最後が「今後の予定」でございます。

まず最初の議題であります「平成30年度内閣府本府政策評価（事後評価）について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 政策評価広報課の小池でございます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

では、最初の議題である平成30年度内閣府本府政策評価（事後評価）について説明いたします。こちらにつきましては資料1から3が関連した資料となります。資料の建て付けを言いますと、資料1が政策評価書のポイントをかいつまんでまとめたものでございます。資料2が個別の評価結果を一覧表の形でまとめたものでございます。資料3が、今日御説明するに当たりまして幾つか事例をピックアップした事例集でございます。タブレットに

入っておりますのが資料4、個別の評価書の全体版でございます。

まず、お手元の資料1に沿って御説明を申し上げたいと思います。1ページ目でございます。今回の事後評価は第6次内閣府本府政策評価基本計画及び平成30年度本府政策評価実施計画に基づきまして、平成30年度に実施した施策について評価を実施したところでございます。

1番の事後評価の対象についてでございます。薄い水色で網かけをしているところですが、事後評価実施時期を令和元年8月としている施策対象となっておりまして、実績評価方式は17政策・33施策、総合評価方式は2政策・2施策、計19政策・35施策について評価を行っているところでございます。

次に、2、政策評価結果の概要でございます。実績評価方式により評価を実施した33施策のうち、①目標超過達成が2施策で、全体の6%。②目標達成が14施策で、42%。③相当程度進展ありが10施策で、30%。④進展が大きくないが5施策で、16%となっております。この5段階の評価に当たりましては、各府省統一のルールとなっております「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に則っておるものでございまして、2ページ目にその判断の基準を記載要領から抜粋しているものでございます。

表に戻っていただきまして、下の参考の欄に昨年度の評価結果をつけておりますが、1点申し上げないといけませんのが、前回3月の有識者懇談会のときに御了承いただきまして政策評価結果における目標達成度合いの判定基準を明確化したことに伴いまして、評価結果を出しておりますので、去年との比較が必ずしもシンプルにできないところであるということをお知らせさせていただきたいと思っております。ただ、見てみますと、全体的に去年よりは分散化が進んでいるのかなという印象は受けますけれども、それは御参考ということでございます。

(2) 総合評価方式につきまして2施策実施いたしまして、①子どもの貧困対策の総合的推進に関しまして、全体の概略を申し上げますと、平成26年度以降始まったものですが、全国各地でさまざまな施策を実施した結果、大綱に掲げられている25の指標というものがございまして、そちらを全体に総体的に見まして改善していることは評価します。ただ、子供の貧困率ですとかひとり親の状況というのは依然として厳しいことから、今後も継続的に施策を実施していくことが必要としております。こちらは事例集の中にも含まれておりますので、後でもう少し詳細に御説明いたします。

②科学技術イノベーション創造の推進でございます。戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)は、平成26年度から30年度を第1期としたものでございます。利点といたしましては、総合科学技術・イノベーション会議及び内閣府のイニシアティブのもと、府省連携が図られたという点はよかったですと思いますけれども、SIPで支援する課題(プログラム)については今後精査することが必要。そういった評価結果が出ているところでございます。

以上が資料1の説明でございまして、次に幾つかの事例を取り上げながら御説明したいと思います。資料3、A3の紙を御覧いただければと思います。全部で5施策ございまして、

1つ目は、施策名「重要施策に関する広報」でございます。施策の概要の具体的取組のところにありますけれども、これはテレビCMの放送ですとか、皆様御覧になったことがあるかもしれませんが、新聞広告の記事下のところに政府広報として打ち出しているところでございます。

3つ目としまして、ウェブサイト「政府広報オンライン」で政府の重要施策や国民の暮らしに役立つ記事情報を掲載したり、そういったポータルサイトとして運営をしているところでございます。

測定指標の欄に移りますと、3つ測定指標を掲げてございまして、1、2は重要施策に関する広報理解度、3がウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数でございます。今回、特に御説明申し上げたいのが3番のページビュー数でございますけれども、30年度は目標値が約4000万に対して、実績値が約2400万だったと。前年度から比べましても60%ほどとなっていて、こちらに先ほどの基準を照らし合わせても達成状況は△でございます。

この分析に関しては、施策の分析の（3）のところでございます。マーカーで引いてありますが、前年度から減少した要因としましては、前年度が弾道ミサイル落下時の行動など、国民が幅広く高い関心を寄せるコンテンツがあったと。あとは、誘因に効果があった媒体が廃止されたことなどが考えられるとあるのですけれども、もう少し補足して御説明いたしますと、「政府広報オンライン」というページの中に「暮らしに役立つ情報」というサイトがございまして、そのページビュー数というのが「政府広報オンライン」の中でも非常にシェアを占めているところでございます。その中には食品ロスの話ですとか、山の事故・海の事故を防ぎましょう、そういった身近な情報を載せているページがあります。そのページに飛ぶバナーというものをうまく誘導してくれるようなサービスを政府広報室が利用していたようです。ページを御覧になると、バナーが出てきて、そこに「政府広報オンライン」があって、そのバナーを押しますと「暮らしに役立つ情報」に飛ぶといういい仕組みができていたみたいなのですが、そのインターネット広告媒体が終了してしまった。それに伴いまして、このページビュー数がたつと落ちてしまったということが要因として考えられるとのことでございます。

今は何もやっていないというわけではありまして、誘因効果を期待できます新たな媒体を選定しまして、今、そちらを活用し始めて、大分数値は持ち直しつつあるという情報を受けておるところでございます。

全体としまして、この評価書は、目標には達しなかったけれども、冷静に何が原因かという要因分析をしまして、そしてそれを克服するための手段を考えているという点で、一つの事例として紹介させていただいた次第でございます。

次のページは地方創生関連の施策でございます。施策名は「地方創生リーダーの人材育成・普及の推進」でございます。達成すべき目標のところは、地域全体の活性化の実現とありまして、後段ですけれども、「また、地方創生人材育成に関わる教育機関等における

プラットフォームの形成、eラーニングの構築等を通じて、各地域の地方創生施策を推進できる人材を確保・育成していく」といった目標を掲げておりました、「施策の概要」のところですが、平成30年度に実施した具体的取組のところ、前段部分は「プロフェッショナル人材戦略拠点」という事業ですが、今回御説明したいのは後段部分でございまして、地域における地方創生人材の育成に向けては、eラーニング形式で幅広く提供できる地方創生カレッジというものを内閣府が開講してございます。開講以降、平成31年3月末時点で162講座を開講してございまして、受講者も1万8672人となっております、非常に利用者が増えているという状況でございまして。

測定指標のところに移っていただきまして、目標としましては、令和元年度に累計1万人を掲げてございまして、実績値を見ますと、平成30年度の時点で1万8672人ということで、大幅に上回っている。比較的珍しい評価をしているところでございまして。

こちらの要因ですが、施策の分析のところに移っていただければと思いますが、「平成30年度は、引き続き講座を充実させるとともに、地方公共団体や、地域金融機関など企業の職員に向けた普及・促進に注力したことが目標を大幅前倒しで達成した要因」とありまして、もう少し具体的に言いますと、静岡県が地域金融機関が研修に使ってくださったようでありまして、それに伴って利用者数が大幅に増加した。そういった要因の一つと考えられるということがございました。やはりそういった連携をうまく活用することによって人数を増やすということは有益な手段かと思っております。

次期目標等への反映の方向性のところでございまして、まずは今後の各施策の展開等を踏まえ、更なる充実を図っていくと。そして、各自治体における取組を加速化・深化させることが重要であるため、引き続き関係各所と連携しながら推進していきたいということの結果として掲げているところでございまして。

3ページは防災関係でございまして。施策名は「国際防災協力の推進」となっております。内閣府は、防災は国内だけではなくて、国際的にも頑張っておりまして、施策の概要のところでございますが、平成27年3月に仙台市で国連防災会議が開催されまして、「仙台防災枠組2015-2030」という国際的な防災の指針、ガイドラインのようなものが策定されたところでございまして。日本が主導的にリードをとったものでございまして。今、これを2015～2030年でいかに推進していくかということが内閣府の主眼になっているところでございまして。平成30年度に実施した具体的取組というところで、平成30年度は、国連国際防災戦略事務局を通じた仙台防災枠組の進捗を図る指標作成への貢献ですとか、あとは、後段のほうに「『より良い復興』事例の共有・重要性の発信等を実施した」というところがあるかと思っております。「より良い復興」という概念は、日本が今、打ち出している一つの大きな考え方でして、災害発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、災害に対してより強靱な地域づくりを進めていこうという考え方でして、比較できるのはBuild Backという復興だと思うのですが、そうではなくて、より予防の観点を含めたBuild Back Betterと呼ばれる、今後何かあるかもしれないので、それに備えたまちづくりをしていこうとい

った考え方がございまして、これは日本にいとそのとおりにかなと思ふ概念かもしれないのですが、アジア地域ですと余り浸透されていない考え方でありまして、日本としてこれをどんどん共有していこうというスタンスで今、頑張っているところでございます。

測定指標のところですが、1番目はアジア防災会議等の国際会議出席者に対する会議に対する満足度、2番目に「より良い復興」事例調査ページアクセス数とございます。1番のアジア防災会議に対する満足度でございますが、右側の※のところにあります、アジア防災会議というのは、日本政府とか国連の防災をやっている事務局、兵庫県にありますアジア防災センターの共催によりまして、関係機関の連携を促進することを目的とする会議でして、目標値自体は、満足度60%に対して、89%が実績値でしたというものが結果でございます。

2番目の「より良い復興」事例調査ページアクセス数ですけれども、5,000件の目標に對しまして、4,661回だったと。こういった結果になっております。

その分析につきましては、次のページを御覧いただければと思ひます。施策の分析のところですが、測定指標1については目標を達成した。これは出席者に対して何が良かったかということを知いたとのことで、聞き放しではなくて、質疑に多くの時間を割くなど、過去のアンケート結果を十分に考慮した内容にしましたということが要因とされています。あと、関係するのですが、測定指標2のところですが、**「より良い復興」事例調査ページ**というのが結構鍵になっておりまして、「より良い復興」事例調査ページもこの会議の中で御紹介したようです。「より良い復興」事例調査ページの中には、日本の東日本大震災ですとか阪神・淡路大震災後のまちづくりの事例が6事例ぐらい載ってまして、その事例ごとに何がポイントだったのか、今後活用するとしたら、こういうふう工夫したらいいよというアドバイスのことが載っておりまして、そういうことが海外の出席者に対して、これならば自分の国でも応用できるかもしれない、そういったふうに事例集が活用されたと担当からは聞いているところでございます。

次期目標等への反映の方向性のところですが、測定指標1につきましては、引き続き会議出席者の高い満足度が得られる、質の高い内容となるよう努力するということと、測定指標2につきましては、一番最後に書いておりますが、色々な関係サイトとのリンクの促進ですとか、あとはこういった国際会議の広報等を通じまして改善を図ることとされているところでございます。

5ページは、迎賓館でございます。達成すべき目標は、「観光先進国」実現のため、迎賓館の「一般公開」及び「特別開館」を実施し、迎賓施設への理解を促進するというものでございます。

測定指標のところ飛んでいただきますけれども、1番、2番パラレルですが、1番が迎賓館赤坂離宮でして、一般公開における1日当たり参加者数の平均となっております。30年度は2,220人を目標にしていたのに対して、1,891人が実績値として出ておりまして、達成状況としては△となっているところでございます。同様に、2番の京都迎賓館も

1日当たり参加者数の平均というのは△になっているところがございます。

最終的には「進展が大きい」に分類された評価書でございます、7ページをごらんいただければと思います。施策の分析のところでございますけれども、外国の賓客を接遇する日数等が少なかったため、参観実施日数が前年度に比べ多くなり参観者数が分散したこと。また、参観料の値上げを行ったこと。あと、通年公開3年目となりまして、去年と比べて参加者数が落ち着いてきたことが主な要因と考えられるとなっております。

それに対してどうするかということですが、次期目標等への反映の方向性のところですが、まずは一般公開において、観光立国の実現に資するよう、更なるニーズの把握に努めて、参観者の満足度向上ですとかリピーター、あとは外国人観光客が最近とても増えているそうですので、その増加に向けまして、旅行業者さんを活用して、施設を貸し切って行う少人数の特別ガイドツアーを試験的に実施するとか、音声ガイドや参観アプリ、フォトガイドブックなどの多言語化対応。このフォトガイドブックは平成30年度は英語まで行ったそうですが、もっとさらなるものを進めていくのかなという話でございます。

あと、一般公開における施設の無料公開を実施するなど多様な取組を進めてきていると。しかしながら、根幹として、1日の平均参加者数というのを掲げている以上、抜本的な方策を打たない限り下がってきてしまうというのは否めないところかなと思っておりますので、そうではない効果を測定できるような新たな指標を検討しないといけないかなと思っておりますのでございます。こちらが迎賓館でございます。

続きまして、8ページ目をごらんいただければと思います。今までは実績評価方式の例を御覧いただきましたけれども、次は総合評価方式をとったものでございます。子どもの貧困対策の総合的推進でございます、5番の施策の概要のところですが、法律に基づきまして、子供の貧困対策に関する大綱がございます。そこに掲げられた施策の推進を図るというものが概要でございます、施策の目的としましては、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現を目指すというものとなっております。

8の施策の実施状況のところはこの大綱に基づいて何をやったかということがいろいろ書いてあります。内閣府は各省庁を取りまとめる立場でございますので、各省庁がやった内容も含まれているところがございます。

内閣府が実施したことを特筆して説明します。12ページの(5)その他のところで「子供の未来応援国民運動の推進」。こちらが内閣府で実施しているものでございます。平成27年10月から「子供の未来応援国民運動」というものが始動しておりまして、国民運動の一環として「子供の未来応援基金」と呼ばれるものを創設しております。コンビニとかによくボックスが置いてあるかと思いますが、そういった基金を創設したり、あとは、2番目の星のようなマークのところですが、支援を必要とするNPO等民間団体とこうした団体に対する支援を希望する企業等とのマッチングを推進とありますが、子供のことを何か支援したいのだけれどもどうしていいかわからないといった声が多くございましたことから、「子供の未来応援マッチングネットワーク推進協議会」というものを発足したところ

でございます。また、3番目にあります「子供の貧困対策マッチング・フォーラム」というものも全国で開催しているところでございます。次の○ですが、地域子供の未来応援交付金というものも内閣府で実施しているところでございます。

9番の政策効果の把握のところですが、今、どういう状況かと言いますと、子供の貧困に関しましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて設置されました、内閣総理大臣が会長の「子どもの貧困対策会議」というものがございまして、その下部組織として関係団体や学識経験者等からなります有識者会議が置かれていまして、その会議において検証・評価することとしているところでございます。

現在新たな大綱の作成に向けまして、今、幅広く意見を聴取し、議論をそちらで行っているところということで、その議論も踏まえて最終的な検証・評価を行うことになっているところでございます。

現時点での評価結果としては、10番以下に掲げられているものでして、政策としては、一定程度の進展が見られたと位置づけているところでございます。

10番の政策評価の結果のところを御説明いたしますと、平成26年度にその大綱が策定されてきてから子供の貧困対策に関して様々な施策を打ってきたところですよ。相対的貧困という捉え方が国民に随分広がったとともに、大綱に掲げられました25の指標というものが総体的に改善していることは評価されるということです。

(2)のところには25の指標の現状というのが下に並んでおりますが、こういった25の指標を全て包括してみますと、改善していることは評価できるのではないかと。ただ、根幹にあります子供の貧困率ですとかひとり親の状況というのは依然として厳しいということから、この5年間やってきたことの流れを断ち切ることなく、今後も継続的に施策を実施していくことが必要。そういった評価結果にしているところでございます。

以上が総合評価方式の子供の貧困に対する施策の内容でございます。

資料3に関する説明としては以上でございます。色々御意見を頂戴できればと思います。

山谷座長、お願いします。

○山谷座長 ありがとうございます。

では、今の御説明に対して質問あるいはコメントがございませうでしょうか。どうぞ。

○藤田委員 先に御質問をさせていただきたいのですが、最後の総合評価方式の子供の貧困のことなのですが、これはそれぞれの施策、こういうことをやったというのが一覧となって掲げられておまして、その効果については、今おっしゃったように子供の貧困対策に関する有識者会議で実質的な評価をなさるということですが、そうしますと、こちらの内閣府の政策評価に関する懇談会の役割としては、有識者会議で検証されたものをさらに今後見るということなのですか。それとも、こちらの評価書で一旦この総合評価方式の評価は終わりなのですか。懇談会とこちらの評価結果との関わりがよくわからなかったもので、教えていただければと思います。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

おっしゃった後段の方のスタンスですが、こちらの施策に関しては、最終的な検証というのは有識者会議でされることになっていきますので、今の時点でのものをこちらの内閣府の政策評価に関する有識者会議で御検証といたしますか、確認いただくというスタンスかなと思っております。ただ、二重性といたしますか、そのところはこれまでも御指摘をいただいたところをごさいますして、もしかしたら何か手当てができるのかなと思っております。今ではありますけれども、今の時点では途中段階のものの評価というスタンスでございます。

○藤田委員 ありがとうございます。

そうしますと、こちらで判断するのが10番の政策評価の結果というところで、25の指標があるということですが、指標に関して御質問させていただきます。改善されたか、されていないかという判断基準が幾つかわからないものがあります。例えば中学校卒業後の就職率というのが15ページのところにあるのですが、中学校卒業後の就職率が上がるのはよくないことなのではないか。よくないと判断したほうが現状に合っていると思うのですが、そこら辺の評価というのはどうなっているのか。あるいは、高校卒業後の就職率が上がっているというのは良しとするのか。進学率ということでしたら、中学卒業後から進学率が上がれば、それは改善されたという判断に直結すると思うのですが、就職率が上がったか、下がったかというのが、中学卒業後の時点と高校卒業後の時点でどういうふうに評価されているのかわからなかったもので、教えていただければと思います。

○小池課長補佐 子供の貧困対策の方が来てくださっています。お願いします。

○共生社会政策担当 御指摘のとおり、改善したというのはどういう場合なのかわからない、指標があるのではないかとというのは、有識者会議の場でも同様の御指摘をいただいています。

特に中卒の就職率などは、中学を卒業して、貧困の状態に置かれている人は働くべきということなのかと。学ぶ機会ではなくて、そもそもお金を稼ぐことを重視すべきというメッセージになってしまうという指摘もありまして、反対の意見もございます。

一方で、就職をすることで就労の環境の場で人とのつながりができたり、関係性ができたり、生活の相談支援のようなことができる関係を持つことができるというよい面を指摘してくださる方もいて、一概に数字が上がった下がったということを評価しているわけではないのですけれども、貧困の状態に置かれている子供たちが生活の中でどういった状況に置かれているのか、進学や就職などきちんとできているのかという数字を確認することで設定させていただいています。なので、こういった指標については、特に目標値を定めて、この数字まで上げていきたいと思いますとか、逆に下げていきたいと思いますといったことを設定せずに、どういった動向になっているのかというのを有識者会議の構成員の方に評価いただいているという指標になっております。

今回の新しい大綱の策定に当たっても、今月有識者会議の場で提言をいただいているのですが、その場では就職率の指標は削除すべきではないかという御意見をいただいております。

まして、その御意見を踏まえて、政府では年度内に新しい大綱を策定するのですけれども、今度の大綱に盛り込む指標については、就職率の扱いはこれから検討させていただくということです。

○藤田委員 わかりました。結構です。

○山谷座長 就職も進学もしないというのがありますね。

○共生社会政策担当 そうですね。

○山谷座長 特に沖縄とかね。そちらの方向の議論はしないのですか。

○共生社会政策担当 そういった数字を指標にしましょうという御意見もあるのですが、例えばニート数などの数字をとっていくのはどうかであったり、ただ、ニート数も、卒業後すぐに進学ができなくても、自主的な勉強の時間を持っていたり、進学を目指していたりという状態にあることを必ずしも否定するものではありませんので、進学や就職以外の状態になってしまっている方々の個別の事情を政府の公的統計で今、きちんと拾い切れていないのではないかと、継続的にみる指標、数字が十分に精査できていないというのが現状でして、それができてくれば、指標の改善もできるのではと思っております。

○山谷座長 ある種過渡的な指標なのでしょうね。

○共生社会政策担当 そうですね。

○山谷座長 わかりました。

それから、今、御質問の前段にあった話で、内閣府は男女局もそうですけれども、有識者会議が随分あって、それぞれがそこで評価をいろいろやっていらっしゃるんですね。その結果とここで言っている総合評価との関係というのがすごく悩ましいところで、これは内閣府だけでなく、よそのお役所もみんなそうですが、それはどういうふう処理したらいいかというのは、アイデアはございますか。

○小池課長補佐 我々も悩んでいまして、局にとってみたら二度手間感はあるかもしれませんが、どうしたらいいのかなと我々も悩んでいるのです。

○山谷座長 こういうときは、田辺先生がいいアイデアをお持ちなのではないですか。

○田辺委員 余りいいアイデアはないですが、ただ、ここでやっている評価は、事前にここまで達成しますというのと基本的には実績評価を中心に見ていけば、その数値が達成できたかどうかというところの判断をする。それが事前に設定した評価基準に合致しているかどうかのチェックというのは、それなりにやっておかないとまずいなということなのだろうと思います。

他方、他の有識者会議で使う情報というのは、我々がこれで見ている指標とかだけでなく、色々な情報がありますので、むしろ今後の対策という意味のフィードバックを含めた意味でより広い情報リソースを使って、それで対応していただくということになるかと思えます。子供の貧困というところは一番EBPMがやられているところで、例のヘックマンという人の議論で、有り体に言うと幼少期が全てというような、極端ではないですけれども、ただ、あれは二十何年追っていますから、下手なデータでは絶対に反論できないぐ

らしいことをやっているわけです。

他方、我々が見ていくのはそこまではできない。情報源からいって無理だという感じはしますが、ただ、評価体制という中でどういうふうに戻しているのか。各年各年を出してくる評価が妥当なものなのかのチェックという意味では、ある程度情報源は限られていますけれども、ただ、やらないとお手盛りになるという批判が絶対に出てきますので、それをやるという切り分けなのだろうと思います。

もう少しつけ加えるならば、明らかに子供の貧困系はロジックモデルがきいてくるのだと思うのです。しかも単年度で何とかというのではなくて、子供の貧困ですから、子供時の貧困の連鎖がないようにというのを本当にチェックできるといったら、二十何年後とか、そのぐらいの世界になりますね。そのフレームは我々がつくるわけにはいかないのです、恐らく大綱とか、5年ぐらいでやるのですけれども、5年のスパンだけでなく、長期的にどういう状況。貧困の連鎖がないという状況は一体どうやって測定できるのだろうということまで含めて御検討いただいて、20年先まで放っておくわけにはいきませんから、途中でそこに向けてどういう行動がとられて、どういうふうに進んでいるのかというのを全体として政府でチェックしていただくということになるのではないのでしょうか。

逆に言うと、我々、こちらのところでできるチェックというのは、組織内の手順として、あと、指標の選定としてこれでいいのかなというところに限定されるのではないのでしょうか。圧倒的に専門の方々のほうが知識、ノウハウがありますからね。あと、こんなことをやっても無駄だよということにかかわる知識もいっぱい持っていると思いますので、そこはそういう切り分けではないかなと思うのですが。

○山谷座長 そうすると、今おっしゃったのは、いろんな有識者会議がかなり専門的な視点で評価をしますね。我々はそれを見せていただいて、官房に置かれている政策評価課の視点でその評価を見てあれこれチェックしていくと。やるべきフィードバックをちゃんとやっているかどうかとか、数字をちゃんとフォローしているのかとか、それを議論すると。こういう感じの理解でよろしいのですか。

○田辺委員 そのくらいが実際にできることではないかということもありますけれども。

○山谷座長 ということらしいです。

○小池課長補佐 指標の確認とかですか。

○山谷座長 田辺先生がおっしゃるように、我々は中身には入れないので、時間もないし、そんな専門知識もないので。これが子供の貧困だからまだいいですけれども、科学技術とかになってくると、はるかに理解のあれを超えているので、ある種そういうデマケーションを考えればよろしいのかなと。

藤田先生、いかがでしょうか。

○藤田委員 特にございませぬ。

○山谷座長 何かございますか。

○南島委員 田辺先生のお話を伺いながら、一つは研究の評価の世界というのはあるわけ

です。それは行政機関では担えないわけですね。他方、大綱の上に載っている評価・検証の会議を設置するという世界があります。それは研究ベースでは当然ない。指標をチェックして、その見方をどうするかぐらいの議論は十分できると思いますけれども、先ほど田辺先生がおっしゃった、もっと研究ベースに近いような世界の話は当然できない。

そうすると、こちらの総合評価方式ですが、大綱の評価と重ねることができるのか、できないのかというのが一つ論点かと思うのです。タイミングをこの時期（8月）に設定してしまうと、それは（大綱の評価と政策評価法の下での評価を重ねることは）できないということになるかと思うのです。タイミングをこの時期に設定する必要があったのかなというのとは一つ論点としてあるかと思えます。

総合評価方式に関しては、昔は「できたときに公表していた」ような気がするのですが、この有識者会議のスケジュールに合わせてしまうとこの時期に出さないといけなから、途中のものが出てしまう。大綱を今度改定されるので、実際もう動かしておられて、報告書が出てくるのは恐らく3月ぐらいになるということかと思うのです。そうすると、もともと総合評価方式にするときにそれを出せばいいと思われていたのであれば、ここには「令和元年中に出す」と書いてありますが、最初から来年出すというふうに宣言をしておけばよかったのかもしれないなと思えます。スケジュールの調整の問題はあるのかなと思うところです。それはコメントです。

1個質問したいのは、せっかく担当部局もしゃべっていただいているのでお伺いしたいのですけれども、検証・評価は、どういう仕掛けで、どのくらいのボリュームで、あるいはどういう内容の議論をしようとしているのかというのを教えていただければと思います。大綱の検証・評価ということではどのくらいのことをお考えになっているのか。

○共生社会政策担当 大綱の見直しは、有識者会議のほうで御議論いただきまして、大綱の政策の柱は、教育の支援と保護者の就労支援、生活支援と経済的支援の4つになっておりますので、それぞれの分野について、施策の進捗状況を各省から報告しつつ、こういった分野が足りないのではないかと、こういった部分は改善してきているけれども、この点はもう少しこういうふうに行うことができるのではないかと御議論をいただいて、それを踏まえた有識者会議としての提言を今月の上旬にいただいております。

その提言の中では指標の見直しの部分も御意見をいただいております。これまで有識者会議では、大綱についている指標について、有識者会議開催のたびに、指標となっている数字が更新されていた場合、グラフの形の資料でお示ししまして、こういった結果になっています。今、こういった推移になっていますというのを報告してきております。必要に応じて委員の方からコメントをいただくという形にしています。

今回の5年ごとの大綱の見直しということで議論をいただいた中では、25の指標についても、先ほど就職率については削除の意見をいただいたと申し上げましたが、一個一個について、こういった指標に置きかえるべきではないか、これは評価が難しいので要らないのではないかと、あるいはこういった新しい指標があるのではないかとといった追加の提案も

いただきまして、提言のほうに一緒にまとめていただいています。その内容を踏まえた大綱を年度内に策定する予定です。

○南島委員 そうしますと、評価・検証はもう終わっていらっしゃるのですね。

○共生社会政策担当 次期大綱に向けての評価・検証という意味では終わっておりまして、ただ、大綱を策定した後も基本的には有識者会議において新大綱の指標の検証・評価を引き続きしていくということになります。

○南島委員 大綱に書かれた検証・評価の仕組みを構築するという部分は、今おっしゃったように、一応今回の大綱では終わっているということで読みかえていらっしゃるということですね。

○共生社会政策担当 そうですね。都度都度会議を開催するたびに数字の推移をお示しする形で検証・評価していただいているところです。

○南島委員 大綱に書かれた検証・評価の仕組みも提言をなされているというお話の部分は、総合評価方式とは重なる部分があるのか、ないのかということと言えますと、どうでしょうか。

○共生社会政策担当 率直に申し上げますと、有識者会議の構成員の皆様というのは、基本的には自治体の方、児童養護施設関係の方、あるいは教育の現場の方、NPO団体の方、学者の方などで構成されておりますので、そういった政策評価の観点の構成員の方がいらっしゃらないのが現状でして、そういう意味ではすみ分けられているのかなと思います。

○南島委員 そういうふうにお考えになっていると、総合評価方式とは別に大綱の検証・評価をやらなければいけない。そうすると、評価の作業が2つあるというふうになっている状態ということですね。

○共生社会政策担当 そうですね。

○南島委員 もう一つお伺いしたいのは、子供の貧困対策を実績評価方式で毎年レポートしていくのではなくて、総合評価方式でされるというふうにお考えになったのはなぜだったのでしょうか。

○共生社会政策担当 一つは、子供の貧困というのは長期的なスパンで取り組む必要があるということで、施策自体は毎年かなりのスピードで進んできていますけれども、施策の効果があられるのは長期にわたるのではないかというのが1点。

あと、毎年という意味では、指標とかも毎年数字が出てくるものばかりではなくて、政府統計に依存しているものなのですが、5年に1回しか調査を実施していないものなどもございますので、毎年毎年というとなかなか差が出にくいところがあります。

○南島委員 ありがとうございます。

やはり交通整理の必要がありそうな気がするのです。作業として実質的には同じことをやっているにもかかわらず、複数の作業をお願いしていることになっている可能性もありますので、大綱に書かれている評価・検証の仕組みとこの総合評価方式をどういうふうに通整理するか。ここは政策評価広報課のお仕事の部分だと思うのです。宿題の一つとし

てカウントしていただくといいのかなと思います。

○笹川課長 今の点は、これから議論になる基本計画の策定のあり方とも関連すると思いますので、そこも含めて、交通整理をしたいと思います。

○山谷座長 ほかにございますか。

私は1点だけあるのですけれども、行政事業レビューとのすみ分けみたいところがあるのかなと思ってお話を伺っていきまして、例えば京都の迎賓館の話は、一度行政事業レビューの対象になったことがありますね。うちが近所なので見に行ったのですが、あのときの議論がここに生かされているかどうかというのを伺いたいわけです。あのときは一般のレビューでなくて内輪のレビューだったので、その後の議論がどうなったのかよくわからなかったのですけれども、たしか余り積極的に公開すべきではないのではないかと。見に行った人はみんなそう思っていて、触ると、これを直すのに200~300万かかるという世界なのです。外国人がアイスクリームをなめながら入ってきて触ったりするのはとんでもない話だという議論とか随分あって、要するに、ここに出てきている話とレビューで色々な議論、確かに政策評価を行政事業レビューに生かすという議論があるのですが、では、どういうふうに生かしているのか。二度手間、三度手間をやったら時間の無駄なので、なるべく省エネ的な感じで見られたらどうなのかと聞いていたのですが、今の迎賓館の話聞いても余りそうならないのではないかなと。そこなのです。

これは宿題というか、この後の議論でもいいのですけれども、一応両方うまく調整してやることになっているはずなのだけれども、それがどういうふうに仕組み、仕掛けとしてできているのかというのを知りたいなという感じですね。

○南島委員 ちょっと補足させていただいていいですか。

○山谷座長 どうぞ。

○南島委員 今の迎賓館のことですが、赤坂離宮と迎賓館と両方議論の対象になっていたかと思いますが、なので、これと完全に重複しているのです。だから、例えば行政事業レビューでどういう議論をして、どういう論点があったかというのをこちら側で集約するか、役割分担をしっかりとしないと。例えば迎賓施設の適切な運営に関しても、ほぼ完全に事業レビューの単位と一致しておりますので、整理したほうがいいのかなと思います。

「こちらのほうがより大きなフレームでやっています」「毎年ではないのです」ということであるならば、こちらも複数年度の評価に切りかえていいかなと思います。そのかわり行政事業レビューなどで指摘されたことや対応については政策評価のほうでフォローして、履歴を残しておくようにするとか、役割分担の仕方はいろいろあるかと思いますが、色合いを変える、役割を変える、機能を変えるということは何らか検討したほうがよいような気がいたします。

○小池課長補佐 わかりました。

○山谷座長 私のほうからの質問、コメントは以上ですが、ほかにございますか。よろしいですか。どうぞ。

○藤田委員 個別のことになるのですが、幾つか目標値がどうしてこの目標値なのかなと思ったところがありまして、もしかしたら過去の議論でもう出てきたことなのかもしれないのですけれども、その一つが今、お話にありました迎賓館なのです。2,220という数字は何を基準にされているのか、どうして2,220という数字が出てきたのかなというのを単純に教えていただきたいと思いました。

今後の方向で満足度を図るような方向も検討されたいというようなお話があったかと思うのですが、観光者の立場としては、恐らく人数が少ないほうが満足度は高いと思うのです。ですので、効率の面、入館料とか開放日のコストでこのくらい的人数が入らないとという、そういうコスト的なものがあるかと思うのですけれども、一方で、満足度という観点からは、このくらいの混みぐあいだったら見学者が満足するけれども、それ以上になると、きっと満足度が下がっていくだろうみたいな、そういう観点もあるかと思っておりますので、一概に1日の平均参観者数が増えれば増えるほどいいという問題でもなく、もちろん、それはあり得ないというか、ある一定のところで頭打ちにはなるかと思っておりますが、そういう点もあるので、2,220というのはどういうふうにはじき出した数字なのかなというのが疑問に思いました。

あと、目標値がどうしてなのかなと感じたのは、防災の関係のアジア防災会議の満足度の調査ということで、60%になっているのですけれども、恐らくアンケートというのは、非常に満足、満足、どちらでもないみたいな5段階ぐらいで聞いていて、もし4と5ぐらいのものを「満足」として算出しているのだとしたら、60%というのは結構低目の設定なのではないかと思ひまして、その辺、補足でもし御説明があればお伺いしたいと思います。

○小池課長補佐 迎賓館の2,220については、恐らく前年度の実績値ということですね。

○迎賓館 29年度の実績のところの記載が2,220と入っていると思いますが、単純に目標として前年度の数値で、これより下げた目標、最初から落ちることが前提で目標を設定しているのかというのがありまして、実績として記載させていただきました。

○藤田委員 わかりました。

○迎賓館 また、参観者数だけが目標であるべきなのかなというのは、我々もここに記載したとおり、考えておひまして、参観者一人一人の方の満足度というか、そういったものを考えております。ただ単にテーマパークのように人がたくさん来ていただければいいという施設ではありません。感覚としては1日の参観者数の目途として、4,000を超えると混んでいると感じるという意見もあるようですので、満足度という意味では大事だなと考えております。いいシーズンですと、6,000人近くまでいくこともあれば、暑いシーズンとか寒いシーズンですと参観者数が減ってきますし、そういったときの運営コストという話も当然あります。ですから、ある程度ホールセールの販売日数を増やしていけば、1日に係るコストというのは下げることができますし、参観者の満足度も向上していくかなというのがありますので、我々としても悩んでいるところというのが実際のところでございます。

○小池課長補佐 防災に関してですけれども、アンケートについて、わかりますか。

○防災担当 アンケートの評価を何段階で聞いているかまでは把握できていないのですけれども、恐らく本目標を設定する際の直近のアンケート結果で満足、ほぼ満足、不満足という評価の中で、不満足以外の回答が60%だったのではないかと推測されます。60%にしたのは、過半数を超えていれば、一定の満足が得られたという評価をしてもいいのではないかと判断からだと思われま

○山谷座長 そういうのは、後でもし確認できたら、見せていただいて。

○防災担当 わかりました。

○小池課長補佐 わかりました。

○笹川課長 ちなみに、目標設定は担当部局が勝手に設定しているのではなくて、年度が始まる前の有識者懇談会でこの目標でよろしいかということをお聞きいただいております。

○藤田委員 済みません。

○小池課長補佐 60%のことについては共有します。わかりました。

○山谷座長 時間が押していますので、そろそろ次の議題に入らせていただきまして、もし何かございましたら、後でお願いいたします。

では、次の議題に入ります。議題2の「次期内閣府本府政策評価基本計画の策定について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 議題2の説明に入りたいと思います。資料6、横長のパワポのものと、南島先生からコメントを頂戴していますので、資料7、あとは参考資料3としまして現行の基本計画をつけております。この3つをお手元にお出しただければ足りるかと思っております。

政策評価法第6条の規定に基づきまして、内閣府では平成14年度から基本計画を策定してきておりまして、現行の第6次計画が今年度までの期間になっております。来年度以降の基本計画をどうしようかという話が今日の議論でございます。今日の議論の趣旨としては、キックオフの場でございます、今日時点で事務局としてこうしようという方向性、強いものがあるわけではないので、想定され得る論点に関して現状を整理した紙という位置づけなので、見えていない論点ですとか、先ほどの総合評価の話とか、我々が悩んでいるところでもあるので、色々と忌憚なき御意見を頂戴できればなと思っております。

資料の説明に入ります。1ページ目は想定され得る論点。今、事務局で考えているものは3つです。論点1、計画期間の話。論点2、評価の重点化の話。論点3、評価方式の選定基準の話でございます。

論点1の計画期間の話。2ページ目でございます。政策評価法上は3年以上5年以下として基本計画を定めなさいといった規定になっているところでございます。これまでの改正履歴を振り返ってみますと、主に2種類あったかと思ひまして、まず上位概念である総務省の基本方針ですとか施行令における改正事項があったことに伴って、内閣府の基本計画も変えましたという、そういう所要の改正が一つの種類だったかと思っております。例

えば直近の平成30年4月のところで規制の事後評価の義務づけが総務省の基本方針で行われましたので、それを受けて内閣府の基本計画も変えました。そういった反射的な改正が一つだと思っております。

もう一つのこれまでの改正としましては、政策評価体系の変更に伴う改正というものが幾つかありましたけれども、これは基本計画のほうに政策評価体系をつけていたことから生じたもので、内閣府は事務の出入りがありますので、事務の出入りがあるたびに政策評価体系が変わって、それをつけている政策評価基本計画も変えなくてはならないといった話がありましたが、平成30年4月の改正によりまして、評価体系は実施計画のほうに別添としてつけておりますので、そういった体系の変更に伴う改正は今後はないのかなと思っておりますが、大きく分けてその2種類のパターンの改正だったということ、振り返りの紙でございます。

3ページは、他省庁の動きを見てみましょうということでもとめたものでございます。黄緑色のところが3年で、黄色が5年でございます。御覧いただければわかるように、最初は3年がメインだったのですけれども、20年度ぐらいを境に、制度を所管しています総務省を初めとして5年に移ってきているところでございます。

その背景を各省庁の有識者懇談会等の議事録でチェックしましたのが①から⑩とプロットしてあるところです。例えば①警察庁のところですが、30年度に何で変えたかというのと、「頻繁に変更すべき内容がみられないため、基本計画を5年とする」とか、⑩の文科省も20年度に「政策評価法の施行から6年が経過して、定着などが図られてきたため、基本計画を5年とする」となっております。⑦の法務省が、ちょっと違いますけれども、「3年を超える見通し・計画を立てている施策があり、ガイドラインというべき基本計画を5年とする」。施策に合わせたような考え方を法務省はとっているところでございます。

4ページです。今、施策の話をちょっとしましたけれども、内閣府も政策評価の対象になっています施策、いわゆる計画ですとか大綱、先ほどの子供の貧困もそうでしたが、大綱に基づいて評価されているものが多うございまして、その計画とか大綱が一体何年かというのを調べたのがこの表でございます。例えばPPP/PFIの話、一番上にありますが、これはプラン自体で目標期間が10年間になっているものでございます。例えば交通安全基本計画のところは5年ですが、これも総理大臣をヘッドとする会議で定められた交通安全基本計画というものが5年間での目標を定めているところでございまして、政策評価のところでもその目標を引用する形で評価を行っているということで、施策と結構リンクしている部分は多いのかなと思っております。

目標管理型のガイドラインのほうで、基本計画期間内に少なくとも一度行うといった文言がございまして、目標管理型だけの世界なのかなとも思うのですが、そこ基本計画の長さをどう考えるのかというのも一つあるのかなと思っております。4ページまでが計画期間の話でございます。

5ページ目が評価の重点化の話でございます。現行の内閣府の基本計画のところは上に

ありますけれども、「2 政策評価の実施に関する方針」のところで、内閣府本府としては、「内閣府本府の事務のうち政策評価の対象とされている内閣府設置法第4条第3項各号に規定する事務全般について政策評価を実施する」という一文になっておりまして、そこより深く踏み込んだ書きぶりにはなっていないところでございます。

他方、他の省庁のも見てみましたところ、財務省ですとか、参考2の国家公安委員会、警察庁の基本計画を見ますと、財務省では、「政策評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、次のような政策について、重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする」とありまして、（1）で施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきとされた行政分野において、財務省が所管する主要な政策と考えられるものとすとか、（2）は見直しや改善の必要があると認められる主要な政策、（3）は評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策、（4）は財務省において重点的に取り組むこととした政策、そういった重点的な書きぶりを基本計画でしているところもあるところでございます。

この書きぶりについては、見てみますと、総務省が定めています政策評価の基本方針の中でもこのような書きぶりはされているところでして、多分この2つの省庁は、基本方針の書きぶりをここに引用してきたのかなと思っていますけれども、ただ、重点化といえども、そもそも何を重点化すべきか。重点化するとしたら、どのような基準ですべきかというのはもうちょっと考えないといけない部分なのかなと事務局としては考えているところでございます。

6 ページ、評価方式の選定基準の話です。もう少し実務的な話も含めたことかもしれませんが、現行の基本計画ですと、「2 政策評価の実施に関する方針」のところで、「政策評価に当たっては、政策の特性等に応じて、基本方針に定める『事業評価方式』、『実績評価方式』及び『総合評価方式』やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする」という、本当にこの一文しか書いていないところなのでございます。部局からとって見たら、どういうときに総合評価方式をとったほうがいいのか、もしかしたら悩みとしてあるのかなというのは、我々問い合わせを受ける立場としては思っているところでございます。

それを鑑みまして、他の省庁のものを見てみますと、総合評価方式をとるときの話で、国交省の方でいきますと、対象とするテーマのところで、政策課題として重要なもの、国民からの評価に対するニーズが高いもの、総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの、政策の見直しが必要と考えられるもの。実施時期のところが、先ほどの話とちょっと関係すると思いますけれども、①法令の見直し規定の時期の話とか、②が中長期計画や大綱の見直し時期が到来した場合ということで、先ほどの子供の貧困の話と若干リンクする部分があるかと思えます。③のところで重要な法令の制定や改正等、一定期間が経過した場合ということで、どういう場合にどういう時期にやるということの条件づけとございますか、そういったことが基本計画に書かれているというのが特徴かなと思っています。

こういうふうにしたら、もしかしたら部局にとってはわかりやすいのかなとも思ったりもしていますし、この辺のところは御意見をいただければなと思っていますところでございます。

8ページからは参考ですけれども、独法の目標設定はどうなっているのだろうという観点でまとめたものでございます。内閣府は4つございまして、国立公文書館、行政執行法人は、法律上、事業年度ごとの年度目標を設定。北方領土問題対策協会、中期目標管理法人ですと、3年以上5年以下で設定。国立研究開発法人（JAXA）と日本医療研究開発機構（AMED）ですと、5年以上7年以下で中長期目標を設定とありまして、これをどうパラレルで見るかというのはありますが、独法の関係は目標に関してはばらつきがあるということかと思っています。

9ページ目は、先ほど話がありました行政事業レビューですけれども、今つけているのは概略ですが、毎年やっているものでして、1の（1）のところで、毎会計年度終了後速やかに必要性、効率性、有効性等の観点から検証してということで、政策評価法の3つの観点と同じことが書かれていまして、ただ、ここのすみ分けをどうするのかというのは悩ましいなと感じているところであります。こちらが行政事業レビューの話でございます。

10ページは御参考としてつけています政策評価法の該当部分の条文でございます。

こちらの説明は以上でございますけれども、何か方向性を決めているわけではないので、今日は色々と御意見を頂戴できればと思っています。

以上です。お願いします。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、コメント、御意見、御質問あればお願いします。

○小池課長補佐 南島先生、どうされますか。コメントを読まれますか。

○南島委員 よろしいですか。

○山谷座長 お願いします。

○南島委員 それでは、今の論点と符合しておりますので、教科書的な内容ばかりですけれども、確認を幾つかさせていただくという意味で、紙を出させていただいております。資料7でございます。A4 1枚です。「計画期間」「重点化」「選定基準」の3つの論点を出していただきました。書いていただいていないところを補足させていただこうと思っております。

まず、「計画期間」についてですけれども、先ほど御説明いただいたものは、他の府省が5年サイクルを採用しておられるという御説明であったわけですが、5年サイクルにしてもいいのではないかと思うところでありますが、「政策評価の標準化・重点化」ということで、「作業負担の軽減」「評価疲れの解消」ということと言えば、5年サイクルに変更する余地があるのではないかと思います。その際に、事前の打ち合わせでも申し上げていた点ですけれども、4点ほど考慮すべきことがある。これは既に書かれていた内容ですが、①計画・大綱のサイクル。②調査・統計等のサイクル。③独立行政法人の中期

目標のサイクル。標準は5年だと思いますが、内閣府の場合、1年も7年もあるということで、ちょっとばらけていたということでもあります。それから④行政事業レビューのサイクル。これは単年度でやっておりますけれども、少なくとも5年に一度はこれもやるということになっておりますので、あちこちで5年という数字が出てきているということも踏まえて、少し見直しをしていく余地があるのかなと思っております。

その中で、もう一つポツを書いておりますが、④の行政事業レビューについては、以前、政策評価制度が発足したときにはなかったわけですが、今は定着している。先ほど迎賓館のところでも出てきましたように、単位も同じようなものもあるということと言えますと、その関係を整理していくということをしていかないと、政策評価のほうが必要なのかと言われてしまうと思っております。その整理は重要ではないかと思っております。

2つ目の「評価の重点化」についてです。評価の重点化ということと言えますと、例えば複数年度に切りかえて総合評価方式を導入する等の議論があるかなと思っておりますけれども、いずれにしろ、重点化をするということでは、5点ほど確認しておきたいことがあるということを書いております。特に総合評価方式への移行を念頭に置いておりますが、総合評価方式による評価がそもそも可能なのか。可能でないものを移行させても仕方がないと。何を言っているかといいますと、毎年の評価が面倒なので、複数年度にすると楽になるということであると評価が形骸化するので、重点化する意味がないということになります。そこは要注意ということで、移行する際にちゃんと審査をする、チェックをする必要があるのではないかということです。

2つ目、プログラムとしてのまとまりがあるのか。大綱は一定程度プログラムとしてのまとまりがあるのかなと思っておりますけれども、プログラムとしてまとまりのないものを例えば総合評価方式にしても余り意味がない。論点が拡散するだけです。プログラムとしてのまとまりというのは気にする必要がある。あるいは一括りの施策を総合評価方式に移行させるにしても、その中のどの部分をチェックするのか。プログラムをどの部分とみなすのかというぐらいの議論はしたほうがいいのか。後でこの話は出てまいります。

3番目、政策内容に関し「顕著な実績」があるのか。「評価の重点化」ということと言えますと、少し「重点的に見る」ということですので、内閣府の中でやるということですから、PRできるものとか、内閣府としてこういう顕著な実績があるのですよと。せっかく国民に公表するわけですから、「こんなに頑張っているのですよ」というところをしっかりと見せていくということも一面考えなければいけない部分ではないか。今までは「問題がないか」という視点で見ていたということでもありますけれども、これからは国会でも審議されるということでもありますので、重点化をする際には、顕著な実績があるものは特出しで取り上げていくという構えも視点として持つてもいいのではないかと思うところです。

4番目は「総合調整機能」です。これは触れる必要があるのかどうか。先ほどの子供の貧困対策の総合評価方式でも出てまいりましたが、内閣府以外の官庁も事業をやっているもので、それも含めて表現しますということでしたが、他方で、内閣府が所掌している事務

以外のことに触れるのはいかなものかという議論もあるところでありますので、そこは交通整理の問題かなと思っています。大綱ですとか評価の重点化を行う際に、内閣府は官庁の特性として他の府省とクロスオーバーするところがありますので、気にしないといけない部分なのかなと思います。

最後に、重点化ですので、少し頑張って評価をするということになりますと、「過剰な負担」となるのかどうかは気になるので、余り過剰な負担をかけるようなことを要求すると、またその制度が不安定になりますので、そこも気をつける部分かと。

以上、5点ぐらい気をつけるところがあるのかなと思っています。今の点は評価の重点化に関する私からの補足ということで、申し上げておきたいと思います。

3番目、評価方式の選定基準。実はこれが一番重要かなと思っているのですが、評価方式はどれを選ぶのか、セレクトするのかということでもあります。確認しておきたいこととして4点書いています。①事業評価方式。これは事前評価の義務づけに対応しておりますので、限定的であるはずですので、どんどん使っていこうという話には余りならないのかなと思っています。やらなければいけないと決められたものをやっていくという範囲で動かすのが基本かなと思います。②は、言うまでもなく標準的な評価方式は、単年度サイクルの「目標管理型評価」であるということです。

問題は③です。複数年度サイクルにした場合ということですが、実はセレクトブルであると。「複数年度の実績評価方式」があり得るだろう、それから「複数年度の総合評価方式」があり得るだろうということです。「複数年度の実績評価方式」にするのか、「複数年度の総合評価方式」にするのかというのは、それぞれの施策に応じた検討ということになるのかと。例えば先ほどの子供の貧困対策は、中身的には総合評価方式、提言の部分というのは別途の会議でなされているということであったわけです。25の指標についての達成度を確認しましたので、あれは「複数年度の実績評価方式」と言うべき内容だったのかなと思います。

もう少し言いますと、評価書の中に、それについては別途有識者の会議で検討しておりますというお断りとともに、評価の結果については、25の指標の実績に関する達成度の議論が書かれていたので、これは「複数年度評価の実績評価方式」というふうに識別したほうが実情には合っているのかなと思います。

そうすると、「総合評価方式とは何か」ということにはなりますが、もちろん深掘り型の評価ということになるわけですが、深掘りをする場合には「何のために評価を行うのか」という評価目的を明らかにしていないと、深掘りの方向性もいろいろありますので、間違えた方向に掘ってしまうと徒労感が強いということになります。ここを気にしなければいけないということになるのかなと思います。

その関係で、4番、その他EBPMとの関係です。深掘り型ということと密接な関係にあるのがデータやエビデンスをきちんとつけろという最近の要請であります。評価方式ごとに組み合わせが違っているというのは、前にこの会議でも申し上げたことがあるかなと思

ます。

まず事前評価・事業評価方式ですが、これはEBPM型の発想です。「選択可能な代替案の中から最適解を選択していく」。そういう計画をつくるべきだという話とかなり高い親和性がもともとある話であります。そこはEBPMが入ってきているので、しっかりとやっていくということになるのかなという論点の一つあるかなと思います。

実績評価方式においては、目標管理型評価でもいいのですが、ロジックモデルをつくりましょうという話になって、とにかくロジックモデルをつくるのが大事ということになっています。

最後の総合評価方式が、エビデンスをきちっとつけてアウトカムを表現しろと言われていた部分ですが、これが最も難易度が高いわけでありまして、それをどうするかということが課題となるどころ、わかりにくいということになるかと思えます。

重要なのは、③のところはわかりにくい、理解しがたい、難易度が高いと認識しておくことだと思います。チャレンジ目標だということを知覚しておくことだと思っておりますが、やるということになると、一定の負担感が出てくる。負担感が出てくるのであれば、獲得目標を明確にしておかないと得られるものがないということになってしまう。徒労感が強くなるということで、要注意は③かなと思っております。

以上、補足であります。

○山谷座長 ありがとうございます。

ということで、論点としては期間をどう考えるかと、重点化と、評価方式の選定基準。どういうものにどういう評価方式をするか。EBPMが入ってくるわけですがけれども、いろんな御意見がございますでしょうから、御自由をお願いいたします。

では、口火を。内閣府という独特な組織の特徴があるのかなという気がしております、要するに、政府全体のいろんな政策、各省が担当しているものも含めてやっているところがありますので、いわゆる総合司令塔機能みたいな、それをうまく取り込めるような評価方式になればいいのだらうと思うのですが、その際2つあって、数字で追っていく実績評価方式と、あるいは先ほども子供の貧困の話が出てきましたけれども、ああいう形で総合評価を絡めてやっていく。どちらかなのだらうなと。そうすると、それに見合ったような形の選択基準というのが働いてくるのかなという気がします。

EBPMですけれども、先ほどの指標の話もそうでしたが、内閣府はそこまで細かくやれるものなのかどうか、あるいはやって意味があるのかどうか、そこのところもちょっと考えられたほうがいい。これは省エネという意味で考えていまして、そこに物すごくエネルギーを集中しても余り意味がないのではないかなというところがございます。

別な観点で言いますと、透明性、何をやっているのかがすぐわかりやすいというのが一つ大事なのです。そこのところを一般の国民が見てわかりやすいかどうかというのがあって、一般の国民がこれは何なのだろうと疑問を持ったときに、今までの内閣府の政策評価をずっとたどって見ていくと、こうやって、こうやって、ああ、なるほど、こうだった

のかというトレーサービリティですね。それも必要なのだろうと思うのです。その後はトランスペアレンシーとトレーサービリティというのが2つちゃんとそろってれば合格点なのではないかなという気がするのです。その視点で評価基準を選定していくというのはありなのかなと。

やたら難しいものやっても、国民が見るわけですから、わからない話を延々とやられても困るのではないかなという気がするのです。私のコメント、意見はそういう感じです。

先生、いかがですか。

○田辺委員 期間は、持っている計画も5年が結構多いみたいですし、特に3年にとどめておく理由も余りないので、延ばしたほうが基本的には楽というのが私の意見です。

あと、総合評価方式を本当に真面目にやっているのは、恐らく国交省ぐらいだと思うのです。国交省の場合は、各局に何年か1回ぐらい、おまえら、手を上げろという形で統括官がハッパをかけますので、あそこも見直しの時期がかかっているものがありますし、この課でやっているもの、ちょっと停滞ぎみではないかというのがあれば、そこにハッパをかけて、次の施策を打ち出すときに、一般的な審議会でもやっていますけれども、それとは別に、ちょいとまとめたほうがいいかなみたいなものに関しては結構動かしています。

この前見たもので言いますと、例えばタクシー業界の規制みたいな話で、長らく歴史があるので、規制緩和をやって、その後もう一回調整条項に近いものを入れ込んだとか言うのですけれども、最大のハッパをかける理由は簡単でありまして、タクシーというのは、今、本当に誰も利用しないのです。これは何なのだよと。タクシー産業をなくしていいとは誰も思わないので、それを再活性化するには何が必要なかというので、都会のタクシーと地方のタクシーは使い方が違うので、そういう論点を整理させて、それで今までやってどうなっていたというのを見て次の施策を打ち出させているみたいなのところがあります。それは若干国交省は政策評価部局が強いというところがあったり、あとは、課のほうでも打ち出したいみたいな要請がありますので、それをタイアップする形でやっているということなのだろうと思います。

ただ、これを内閣府で持ち出してきたときに、1つの課でやっている事業が完結しない可能性があるのです。先ほどの子供の貧困の問題もそうなのですけれども、ほかのところやっているものを1回ぐらいどこかでまとめていけば大体いいのではないかと、こちらに持ってきて構わないという感じがあるのです。何を言いたいかというと、打ち出すときの打ち出しに関する、これをやらないとうちの課が潰れるぞという危機感はないと思うので。まとめているところは上手にまとめて、各省調整してというところなので、それは国交省みたいなスタイルと違うものを考えないといけないのかもしれないとは思っています。

ただ、5年に1回ぐらいまとめればいいというもの、毎年これをフォローしても無理があるなというものがあるので、そこは手間暇と、やり方、工夫をどういうふうに見ていくのかというところなのだろうという気がしているということでございます。

あとは大体皆様方がおっしゃったことと一緒にです。

○山谷座長 ありがとうございます。

藤田先生、いかがですか。

○藤田委員 私も計画期間に関してはそれほど大きな変更が見込まれず、ある程度の変更は改正でも対応できるかと思えますし、計画とか大綱とかのサイクルのことを考えますと、5年でもいいのかなと思っております。

評価の重点化に関しましては、これまで総合評価方式を取り入れたり、複数年度評価とか、目標未達成時の評価とか、そういった評価方式を導入されておりますね。それが実質的に重点化になっているのではないかと思いますので、これを基本計画にわざわざ盛り込むことのメリットを確認したほうがいいのかなと思いました。

それは文言として基本計画に盛り込んでも盛り込まなくても、どちらでもいいかと思うのですが、それよりも評価方式の選定基準のほうをもう少し議論して明確にしておいたほうが。重点化を盛り込むかどうかという点よりも、そちらのほうが大事なのかなと思っております。

○笹川課長 多分重点化でも色々な意味があると思うのですけれども、大きく分けると、実施時期の重点化と内容の重点化ということだろうと思います。先生がおっしゃるように、時期の重点化については、現在でも総合評価方式とか複数年度評価で対応している部分はあろうかと思えます。

○藤田委員 それが総合評価方式の議論とちょっと絡んでくるのかなと感じていたのですが、どうでしょうか。

○小池課長補佐 今、タイミングの話がありましたけれども、法律とか大綱の見直しの前にやる流れが多くて、そうすると、確かに中途半端なときになったりしますし。南島先生、どうぞ。

○南島委員 補足させていただきます。大分前の話になってしまいますが、田辺先生と一緒に会計検査院の研究会でアメリカの調査、GPRAMA（注：政府業績評価現代化法）の調査をさせていただいたときに、「重点化」ということで言うとアメリカの方がされている。1つの官庁にAgency Priority Goals、3つとか5つとか、ごく限られた重点目標を置くという形になっております。それは政治家の先生方が関心を持つとか、長官が関心を持つとか、あるいは社会的に非常に意味があるということを選択しているわけですが、そこに評価を特化する。それ以外のところは内部管理として取り扱わないでやるという整理をしておられます。こういうのは重点化のお話です。

そうすると、絞ったところはちゃんと議論しないといけないので、エビデンスやデータをつけなければならない。こちらはEBPMになるわけですが、しっかりとデータを用いて議論しないといけない。ただし、長官によってパーソナリティーが違って、データやエビデンスを熱心に議論するタイプの方と、そういうのはいいからとおっしゃる方と色々いらっしゃるというお話ではありましたけれども、役所の癖みたいなものがありまして、そ

れは濃淡がありながらも、Agency Priority Goalsみたいなものに特化していったらいいのではないかという話をされていた。これが一つの重点化です。

それは何を意味しているかといいますと、裏返すと網羅的な評価との関係が重要になります。総務省は最近「網羅性のくびき」とおっしゃっていますが、網羅的な評価から切り離そうというわけです。網羅的な評価を何でやらなければいけなかったかという、予算と連動していたのです。

予算との連動ということと言いますと、抽象的な施策レベルではなくて、事務事業レベル、予算項目に近いところで議論したほうがいいので、実は行政事業レビューのほうがマッチをしているという話になるわけです。それを年間5,000件、毎年やっていますということになっており、大体これが定着してきました。そうすると、政策評価は予算との連動を切り離していいのではないか、重点化させてもいいのではないかという話になるのかなと思います。

ところが、取り上げない政策もあるということになりますと、役所の中のそれぞれの課の関係で不平等が生じるということもあり得るところであります。そこから先に進めない状態になっているのが日本的な政策評価の現状と課題ということになるかなと思います。

エビデンスやデータのお話はアメリカに倣って入ってきておりますので、あちらの国ではそういう話をしておりますので、今回の政策評価の基本計画、次期計画の大きなテーマは、どうやって省力化するかということでひとまずいいのかなと思います。省力化する際に、具体的な方法としては、大綱の見直しをやっておられるのであれば、政策評価に変えますよということも一つの選択肢としてあるかなと思うのです。

ちなみに、政策評価法10条の評価書を作ったときの対応は、作ったら速やかに総務大臣に送付することになっているので、時期はいつだと書いていないわけです。いつでも送ってくださいということになっていますので、時期にこだわる必要は特にないのかなと思います。

○小池課長補佐 確認なのですが、大綱の見直しをするならば、それで代替可みたいな話と、先ほどの議題1のところ、子供の貧困だったら、そちらの検証・評価があって、こちらの政策評価に関する有識者懇談会では何をするのかという論点のときに、有識者懇談会では別の観点からやったほうがいいのかという雰囲気になったような気もするのですが、それと今の代替可能の関係はどう整理したらいいのでしょうか。

○南島委員 官房の目から見て必要だということのだったら、もう一つ別の作業をしていただくということになるかもしれませんが、「いや、もう一緒でいい。大綱のチェックだけしてくださいってればよろしゅうございます」ということであれば、そのように整理して、大綱の評価に替えてやるということを宣言されれば、重点化ということになるのではないかなと思います。

○笹川課長 官房の政策評価部局の存在意義の整理をさせていただいた上で、また議論になるかもしれないですね。

○南島委員 はい。

○山谷座長 先ほどの田辺先生の話をお伺いしてだんだん思い出してきたのですけれども、昔、外務省で政策評価制度をつくったときに、筆頭局として総合外交政策局が外交政策のレビューをやるという話になったのです。では、政策評価は何で官房に置いているのだという話になって、そのときに変な理屈を考えたのです。やはり予算とか定員管理とかあるし、官房マターで政策評価を回すことになっているし、内閣府を初めとして、どこの役所もみんなそうなので、だから、総合外交政策局でやる外交政策の評価と大臣官房がやっている政策評価は違うのですよと言い張った。

違うのではないですかね。

○南島委員 ハイポリティクスの話やインテリジェンスを使うような世界の話と、山谷先生がそのときおっしゃっていたのが、私たちはプログラムに関心がありますということでした。施策レベルですと、ちょうど課のあたりに該当しますと。そのもとで動いている予算事業については会計課が関心をお持ちになっているので、「アカウントビリティは3種類あります」という話をされていました。

○山谷座長 だから、1つの課が大綱を持っているのであれば、そこで大綱の見直しが始まったら、その課で政策評価の対象としてやればできるわけですね。ところが、案外そうでないところがあって、例えば防衛省の防衛大綱というのは、1つの課でなくて防衛省全体なので、大綱の見直しなどというのは政策評価の対象にならないのです。そこら辺の切り分けみたいなのがあるのではないですか。課の単位で完結している大綱とか基本計画であれば、それはそこで政策評価、総合評価の対象にされても全然問題ないのですけれども、そうでない場合は外したほうがいいですね。

でも、これを言い始めると、本来政策評価というのはセクショナリズムを克服するために入れたのではないですかという話が出てくるのです。そこは断念せざるを得なくなる。学者の戯言だと思って聞いてください。

○南島委員 補足をします。防衛省は、大綱・中期防のもとで全部政策を位置づけられているわけです。だから、政策評価制度は大綱の評価と一致しているのです。内閣府の場合には複数の大綱があり、大綱に含まれない事務がある中で評価を回さないといけない。今のお話は、これを比べると結構おもしろいと思います。

○山谷座長 あと、こういう議論がありましたね。大綱というのは、役所によっては高度に政治的な問題で、役人がタッチするものでないと。防衛省がまさにそうなのですけれども。

ODA大綱などもそうでしたね。だから、やることはやっているのですが、事務方が下準備はしているのですけれども、政務の人たちが議論して、大綱の見直しをやったということにしています。だから、お役人がやっている政策評価の結果を受けて大綱を見直しますと言ったら、とんでもない話だという議論もあるわけで。

○笹川課長 それを内閣府に当てはめると、内閣府では、政策評価の対象が内閣府設置

法第4条第3項の分担管理事務になっていまして、同上第1項の内閣補助事務が対象にはなっておりません。その理由は、内閣補助事務というのは、内閣の重要施策として決まっていることだから、政策評価の対象外だということのようなので、今、座長がおっしゃったことと同じような理屈なのかもしれないなと思いました。

○山谷座長　そういう色々な理屈をやって引いていく。残ったものが大臣官房の政策評価広報課がやる仕事になるという、引き算の世界があるかもしれないですね。

○南島委員　重点化についてもう一点。簡単に言います。重点化したほうがいい施策というのが経験的にあるかと思うのです。要するに、繰り返し、会計検査ですとか、総務省ですとか、行政事業レビューに取り上げられるとか、たたかれていると言うとわかりやすいかと思いますが、そういう事務というのがあると思うのです。それは補強をしないと予算要求のとき苦戦を強いられるということになります。そういうものについてはしっかりと調べて、ロジックのレベルを上げて説明をしていく必要がある。それは内閣府にとっては意味のある重点化のやり方かなと思われます。

○山谷座長　内閣府の政策評価で効果がないといったやつが、行政事業レビューにかかったときに来年度予算をつけたいと言ったら、それはだめですよという話ですね。だから、レビューと連携しなければいけないというのはそこにあって、政策評価で効果があると言っているから来年度予算をつけるというレビューで言い張ると。そこをうまく連携しないと、見る人が見て気づいたら、とんでもないことになるわけですね。これは独法評価も同じかもしれないです。

時間がオーバーしてしまって申し訳ない。そういうことで、そろそろこの議論は。また何かございましたら、メールその他で御連絡いただいて。先生方もお願いいたします。

○笹川課長　いずれにしても、今日議論していただいた論点について、他省庁がどうなっているかということ参考資料として整理いたしまして、また次回議論していただきたいと考えております。

○山谷座長　政策評価担当課長会議というのはあるのですね。

○笹川課長　あるようですが、どうも形骸化しているように聞いております。今は、どちらかというと政策評価よりもEBPMのほうに焦点が当たっているようです。

○山谷座長　わかりました。ありがとうございます。

では、最後の議題が1つ残っていまして、今後の予定ですね。

○小池課長補佐　今後の予定ですけれども、資料8を御覧いただければと思います。まず、基本計画の話をししますと、今日、色々と御意見を頂戴しましたので、少し論点整理をしまして、年内にもう一度有識者懇談会を開催させていただきまして、また御議論いただければと思っております。ただ、その過程でもメールですとか、実際にお伺い等しまして御相談させていただければと思っております。

政策評価書につきましては、今日意見聴取をいたしましたので、いただいた宿題の返すべきところはお返ししまして、8月末に総務省への送付を考えているところでございます。

12月の第32回の有識者懇談会の後は、例年どおり3月に基本計画案についての意見聴取と、令和2年度の実施計画案の意見聴取ということを考えているところでございます。また日程調整の御連絡をしたいと思います。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。それでは事務局に返します。

○笹川課長 それでは、これで政策評価有識者懇談会を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。